

**事業所名 グループホーム町屋**  
**運営推進会議開催報告書**

開催日時 2026年 4月 28日(火)	
参 加 者	議 題
利用者 0名	① 行事報告
利用者家族 0名	② 行事予定
地域住民の代表者 3名	③ 身体拘束適正化検討委員会
市職員 1名	④ 高齢者虐待防止検討委員会
地域包括支援センター職員 0名	⑤ 質疑応答
事業所 3名	⑥ 次回開催日
会 議 録	
<p>① 行事報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月4日 ひな祭り 昼食時に海鮮バラちらし寿司を提供させていただき、皆様、おいしいとお召し上がりいただけました。また、おやつ時には、ひなあられを提供し、季節のおやつも楽しんでいただき、笑顔が多く見られる一日となりました。(1・2号館)</li> <li>・3月27日、30日 花見 2号館中庭にて、昼食時に花見を行いました。お弁当を召し上がられながら、桜をご覧になり「きれいだね」と笑顔を見せてくださり、春の思い出をお話しされる姿が見られました。食事後は、桜の木の下での写真撮影も行いました。(27日1号館、30日2号館)</li> <li>・4月22日 行事食 昼食時に、豆腐ハンバーグ作りを行いました。豆腐ハンバーグの他に、たけのこご飯、ほうれん草のおひたし、厚焼き玉子を提供させていただきました。季節の食材を使用し、春を感じていただけました。(1号館)</li> <li>・4月23日 行事食 昼食時に、カレーライスを作りを行いました。カレーライスの他に、野菜サラダコンソメスープを提供させていただきました。また、ソーセージやチキンナゲット、なす・かぼちゃの素揚げなど好きな具材をカレーライスにトッピングしてもらいました。皆様、おいしそうに召し上がっていただけました。(2号館)</li> <li>・3月26日 誕生日会 おやつ時に3名の誕生日会がありました。おやつには生クリーム、いちごでデコレーションしたケーキをお召し上がりいただきました。施設からは、色紙をプレゼントさせていただくと、とても喜んでいただけました。(2号館)</li> </ul>	

- ・4月10日 誕生日会 おやつ時に2名の誕生日会がありました。おやつには生クリームとチョコクリームを使い、いちごでデコレーションしたケーキをお召し上がりいただきました。施設からは、色紙をプレゼントさせていただきました。(1号館)
- ・4月27日 誕生日会 おやつ時に誕生日会がありました。おやつにはプリンアラモードをお召し上がりいただきました。施設からは、色紙をプレゼントさせていただきました。(2号館)

② 行事予定

- ◆5月 母の日、避難訓練
- ◆6月 行事食、感染対策訓練

③ 身体拘束適正化検討委員会

- ◆検討内容：「グループホームにおける身体拘束のデメリット」

1. 身体拘束とは

身体拘束とは、本人の行動を制限する目的で、身体を物理的に固定したり、行動を制限する器具・環境を用いることを指します。

例：ミトン、車いすベルト、ベッド柵の四点柵使用、立ち上がり防止具 など。

2. 身体拘束のデメリット一覧表

区分	デメリット内容	具体的な影響	グループホームでのリスク
尊厳の侵害	自由の制限、屈辱感、恐怖感	精神的苦痛、意欲低下	その人らしさの喪失、家族からの不信
身体機能の低下	活動量の減少、筋力低下、関節拘縮	褥瘡、廃用症候群	要介護度の進行、ケア負担増
BPSD の悪化	不安・混乱・怒りの増大	暴言・抵抗・興奮	職員の対応困難、事故誘発
事故リスク増加	拘束を外そうとする行動	転倒・骨折・挟まれ事故	重大事故・行政指導の可能性
信頼関係の破壊	「強制されている」という感覚	ケア拒否、関係悪化	日常ケアの質低下、家族対応の難化
法的・倫理的 問題	原則禁止の違反	行政処分、監査指摘	施設の信用失墜、責任問題

### 3. デメリットの詳細解説

#### ◇尊厳の侵害

- ・ 本人の意思や選択の自由を奪う
- ・ 恐怖・屈辱・無力感を与える
- ・ グループホームの理念（自立支援・尊厳保持）と矛盾

#### ◇身体機能の低下

- ・ 活動量が減り、筋力低下・関節拘縮が進む
- ・ 褥瘡や廃用症候群のリスク増大
- ・ 認知症の進行を早める可能性

#### ◇BPSD（行動・心理症状）の悪化

- ・ 不安・混乱・怒りが増し、興奮・抵抗が強まる
- ・ 本人は「なぜ拘束されているか理解できない」ため恐怖が増幅する
- ・ 結果として職員の負担が増える

#### ◇事故リスクの増加

- ・ 拘束を外そうとして転倒・骨折の恐れ
- ・ ベッド柵を乗り越えようとして重大事故になる
- ・ 「安全のための拘束」が逆に危険を生む

#### ◇信頼関係の破壊

- ・ 「話しても聞いてもらえない」という不信感が出る
- ・ ケア拒否や関係悪化につながる
- ・ 家族からの信頼低下につながる

#### ◇法的・倫理的リスク

- ・ 身体拘束は原則禁止（厚生労働省）
- ・ 違法な拘束は行政指導・監査の対象となる
- ・ 事故発生時、重大な責任問題となる

### 4. 身体拘束を避けるための視点

- 本人の行動の「理由」を探る
  - ・ 不安、痛み、トイレに行きたい、パットが濡れていないなど
  - ・ 行動の背景を理解することで代替手段が見えてくる
- 環境調整・見守りの工夫
  - ・ 動線の確保し障害物を置かない、個別にトイレ誘導の時間の見直し
  - ・ 初動に駆けつけることやこれから起こりえることを考える
  - ・ 声かけのタイミングや関わり方の見直し
- チームで共有する文化づくり
  - ・ 「拘束しないためにどうするか」を日常的に話し合う
  - ・ 小さな成功例を共有し、チームの引き出しを増やす

### 5. まとめ

身体拘束は一時的に「安全に見える」ことがありますが、長期的には本人の尊厳・心身の健康・信頼関係・施設運営すべてに大きなデメリットをもたらします。グループホームの理念である「利用者が可能な限り、自分らしい生活を

送ることができるように、個別のニーズに合わせた支援の提供」を守るためにも、拘束に頼らないケアの工夫が不可欠だと思います。しかしながら、医療現場などでは身体拘束は3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たすことがあるために身体拘束は行われています。施設、介護の現場において大切なのは、安易な考えで身体拘束を行わないこと。まず、生活環境の中で3要件を満たすことはほぼないので、身体拘束を考えないケアを考えることが大切だと思います。

#### ④ 高齢者虐待防止検討委員会

◆検討内容：「なぜ虐待が起こるのか 原因と対策」（別紙あり）

##### ◆原因

#### 1. 介護負担・心身の疲弊

長期にわたる介護や終わりの見えない支援により、介護者・職員ともに心身が疲弊し、感情的対応や不適切なケアにつながることもある。

例

- ・夜間対応による睡眠不足
- ・排泄介助・食事介助などの負担増大
- ・認知症対応による精神的疲労
- ・「もう限界」という追い込まれた状態

虐待につながる例

- ・怒鳴る、強い口調で対応する
- ・強引な介助になる
- ・放置や世話の放棄につながる

#### 2. 怒りや感情コントロールの破綻

介護現場では、繰り返し対応や拒否、暴言などにより感情的になることがある。

背景

- ・同じ訴えを何度も繰り返される
- ・介護拒否や抵抗
- ・利用者からの暴言・暴力
- ・思い通りにケアが進まない

結果として起こること

- ・威圧的な言動
- ・心理的虐待
- ・報復的対応

#### 3. 人手不足・業務過多

施設虐待の背景として多い要因。

背景

- ・職員不足
- ・時間に追われる業務
- ・教育不足
- ・慢性的な忙しさ

#### 起こりやすい問題

- ・雑な介助
- ・コール無視
- ・力任せの介助
- ・身体拘束に頼る発想

「虐待」というより、追い込まれた結果として不適切ケアが常態化しやすい。

#### 4. 支配・コントロール意識

介護する側が優位な立場になりやすく、支配的関係になることがある。

例

- ・言うことを聞かせようとする
- ・職員都合で行動を制限する
- ・本人の意思を無視する

#### つながる行為

- ・威圧
- ・無視
- ・言葉での行動制限（スピーチロック）
- ・身体拘束

#### 5. ストレスのはけ口になる

仕事・家庭・経済面などの不満が、弱い立場の高齢者に向く場合がある。

- ・イライラをぶつける
- ・強い言葉になる
- ・報復的な対応になる

#### 6. 不適切ケアへの慣れ・麻痺

「これくらい普通」という感覚が危険。

例

- ・命令口調
- ・子ども扱い
- ・乱暴な介助
- ・利用者本位でないケア

小さな不適切ケアが積み重なると虐待につながる。

#### ◆対策

##### 1. 介護負担を抱え込ませない

- ・休息確保（レスパイト）
- ・一人で抱え込まない仕組みづくり

## 2. 虐待の芽を早期発見する

「虐待になる前」に気づくことが重要

例： イライラする → 口調が強くなる → 雑な介助になる → 虐待につながる

## 3. 組織で防ぐ

- ・ 高齢者虐待防止検討委員会
- ・ 施設会議での事例検討
- ・ 職員研修
- ・ 不適切ケアの振り返り
- ・ 相談しやすい職場環境づくり

## 4. 現場環境を整える

- ・ 人員体制の見直し
- ・ 業務負担軽減
- ・ ストレスケア
- ・ 身体拘束に頼らない支援

## まとめ

高齢者虐待は、単に「介護者個人の資質の問題」や「モラルの欠如」だけで起こるものではないと思います。その背景には、介護疲れや慢性的な人手不足、知識や技術不足、感情コントロールの難しさ、家族関係の問題、経済的困窮、孤立、組織風土など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

特に介護現場では、忙しさや余裕のなさから、利用者本位のケアよりも「業務を回すこと」が優先されやすくなり、不適切ケアが生まれやすい状況があります。また家庭では、介護の長期化、先の見えない不安、家族だけで抱え込むことによる疲弊が、虐待発生の大きな要因となりやすいと思います。

さらに、認知症を持つ高齢者への対応困難、利用者からの暴言・暴力、介護拒否、重度化による介護負担増大なども、介護者を追い込み、虐待の引き金となることがあります。

また、虐待は突然重大な行為として起こるだけでなく、強い口調での対応、本人意思の軽視、雑な介助、コール無視、行動制限といった日常の小さな不適切ケアの積み重ねから発展する場合も少なくないと思います。

加えて、施設では人員配置や教育体制、相談しづらい職場風土、問題を指摘しにくい組織文化など、組織的背景も虐待を生みやすくする要因となります。そのため高齢者虐待防止には、個人への注意喚起だけでは不十分であり、介護負担を軽減する支援、虐待の芽を早期に発見する仕組み、不適切ケアを見逃さない職場づくり、教育と振り返りの継続、人員・環境整備、組織全体で支える体制づくりが重要となります。

高齢者虐待は「起こしてはいけない問題」であると同時に、追い込まれた環境で起こり得る問題でもあります。だからこそ、個人を責めるだけではなく、背景要因に目を向け、『虐待を起こさせない環境づくり』を組織・地域・家庭全体で進めていくことが重要であると思います。

#### ⑤ 質疑応答

地域代表者様

- 行事は 1 号館 2 号館と合同で行っていますか？  
→ 行事によって合同で行ったり別々で行ったりしています。
- 参加したくない入居者はいますか？  
→ 基本的には全員参加していますが、気分により、参加しない入居者様もいらっしゃいます。無理強いはしない方針のため参加されない時もございます。
- 避難訓練はどのように行っていますか？  
→ 火災や地震を想定した模擬訓練を行っており、通報訓練や実際に屋外まで避難誘導し、時間を計っております。年 2 回実施しております。
- 感染症対策はどのようにしておりますか？  
→ 嘔吐物を想定した処理や水で溶かした片栗粉の中に手を入れた後に手洗いをし、イソジンを手につけると化学反応が起こり洗い残しの分かる実験や、感染症予防に関するアルコール消毒の使用方法についていろいろ行っております。

#### ⑥ 次回開催日

◆ 2026 年 6 月 23 日（火） 14:00～